

## 日本国環境省とタイ王国天然資源環境省の間の環境分野での協力覚書 (仮訳)

日本国環境省とタイ王国天然資源環境省(以下「両者」という。)は、両者間の既存の友好関係を強化することを希望し、持続可能な開発に向けた協力を推進することについての共通の関心を考慮し、パリ条約と持続可能な開発目標をうまく実施、及び転換するための、行動の重大さを再確認し、現在及び将来世代のための環境の保全及び改善の重要性に留意し、効果的な環境の保護には、地球規模の協力と調整及び努力が必要であること並びに環境を保護する活動は、地域、国、地方レベルで実施されるべきであることを認識し、それぞれの国における法令に従い、次の認識に達した。

### 第1項 目的

この協力覚書(以下「協力覚書」という。)の目的は、環境分野における相互協力を強化、促進、発展することである。この協力覚書は条約ではなく、国際法に基づくいかなる権利と義務を付与するものではない。

### 第2項 協力分野

協力活動は、環境の保護及び改善に関連する、相互に確認された次の分野から決定される。

1. 気候変動の緩和及び適応
2. 廃棄物管理
3. 環境技術
4. 天然資源と環境の政策立案
5. 両者に関係する天然資源を含む生物多様性保全と持続可能な利用
6. 汚染防止と環境管理((例)大気汚染、水質汚濁)
7. 海洋および沿岸管理
8. 環境に関する多国間協定
9. 両者の合意に基づく環境の保護及び改善に関する上記以外の分野

### 第3項 協力の形態

1. 両者が利用可能な資源の範囲内で、両者は、以下を含む適切な形態により協力を促進する。
  - a. 対話及びパートナーシップの促進

- b. 情報、知見、ベストプラクティス、専門知識の共有
- c. 両者の研究機関による合同の研究活動の奨励
- d. 技術移転及び能力開発(シンポジウム、セミナー、会議、会合、ワークショップ、研修及び視察の開催を含む)
- e. 両者の決定によるその他の協力の形態

2. 本協力覚書に基づく全ての協力の形態は、両者の遺伝資源を使用せず、利用しない、また、両者の遺伝資源の情報を含まない。

#### 第4項 フォーカル・ポイント

両者は、この協力覚書に基づく活動の効果的な運営を保証するために、この協力覚書の実施に関する全ての事項について、以下の実施機関をフォーカル・ポイントとして指名する。

- a. 日本国環境省のフォーカル・ポイントは、地球環境局国際連携課国際協力・環境インフラ戦略室とする。
- b. タイ王国天然資源環境省のフォーカル・ポイントは、事務次官室外交部とする。

#### 第5項 詳細文書

この協力覚書に基づく活動を促進するため、プログラムやプロジェクトの詳細な仕様や、必要に応じて財政面の準備を含むその他の適切な事項を含めることができる。

#### 第6項 知的財産権

この協力覚書に基づく活動の実施により生じた知的財産についてはすべて、各国の法令及び規制に従い行使される。別途、更に詳細を記述する。

#### 第7項 機密性

1. いずれの側も、この協力覚書に基づく活動の実施期間及びこの協力覚書に基づいてなされたその他の取り決めにおいて、相手方から受け取った文書又は相手方に提出した文書、情報その他データの機密性及び秘匿性を遵守する。
2. 本項の規定は、両国において有効である法令の規定を侵害するものではない。
3. いずれの側も、この協力覚書の下で相手方から受け取った機密事項を、相手方の書面による事前の同意を得ない限り、公開しない。

#### 第8項 紛争の解決

この協力覚書の解釈または協力の実施から生じる両者の紛争はすべて、両者間の協議または交渉を通じて友好的に解決されるものとする。また和解のために第三者

は介入しない。

#### 第9項 責務

両者は、本協力覚書に基づく活動及びプログラムに携わるいかなる人員も、国内の政治活動または商業的企業、その他の本協力覚書の目的外の活動に介入しないことを保証する。

#### 第10項 変更

この協力覚書は、書面による両者の同意により、いつでも見直しまたは変更できるものとする。変更日は両者が決めた日とする。

#### 第11項 発効、期間、及び終了

1. この協力覚書に基づく協力は、署名の日から発効する。
2. この協力覚書に基づく協力は、5年間継続し、両者の書面による相互合意により延長でき、または、一方が意図した終了日の少なくとも6カ月前までに書面により通告した場合には終了できる。
3. 両者が別段の決定をしない限り、この協力覚書に基づく協力の終了は、その時点で継続中の全てのプロジェクトや活動について、これらのプロジェクトや活動の終了まで影響を及ぼさない。

以上は、この協力覚書で示される事項について両者の間で達した認識を表している。

2018年5月17日、日本国東京で、英語による本書2通に署名した。

日本国環境省  
中川 雅治  
大臣

タイ王国天然資源環境省  
スラサック・カーンジャナラット  
大臣